

## 保育を必要とする基準等

### ①（就労）

児童の親が家庭の外で仕事をしている、または家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をしていることから、その児童の保育ができない場合  
…月64時間以上就労していること（収入の目安基準があります）

### ②（母親の出産）

母親が妊娠中であるか、または出産後間がない場合  
…妊娠中及び産後8週間のうち必要と認められる期間（原則は産前産後8週間。それ以外の場合は、診断書等で確認します）

### ③（疾病等）

病気、負傷、心身に障害があるため、その児童の保育ができない場合

### ④（病人の看護等）

その児童の家庭に、心身に障害のある人や長期にわたる病人の看護のため、親がいつもその児童の保育ができない場合

### ⑤（災害）

火災や風水害、地震その他の災害の復旧にあたっている場合

### ⑥（求職活動）

求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っているため、児童の保育ができない場合  
…認定日から3か月間を限度として、町が必要と認める期間（毎月、就職活動状況報告書を提出していただきます）

### ⑦（就学）

就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）により、児童の保育ができない場合

### ⑧（虐待等）

児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあるときなど、明らかに児童の保育が必要と認められる場合

### ⑨（育児休業）

育児休業取得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合

※裏面は、家庭で保育できない証明書です。申請書とあわせて提出してください。

## 保育できない証明書

理由	証明書・提出書類	証明書の発行先
①外勤・内勤	就労証明書	勤務先
②内職	就労証明書	供給先
③自営	就労証明書及び確定申告書の写し等 ※児童の保護者が株式会社などの法人の代表者である場合、会社の角印の押印があれば、確定申告書等の写しは不要	事業主
④農業	就労証明書、農業申立書及び確定申告書の写し等	
⑤妊娠・出産	親子(母子)健康手帳の写し(表紙及び出産予定日または出産日の記載頁)	
⑥療養	町指定様式の診断書 療養の申立書	診断書…かかりつけ医
⑦看護	町指定様式の診断書 看護の申立書	診断書…かかりつけ医
⑧災害	罹災証明書	
⑨求職活動	就労誓約書兼申立書及びハローワーク受付票の写し等求職活動をしていることがわかるもの	公共職業安定所（ハローワーク）
⑩就学	在学証明書等	教育機関等
⑪虐待等	児童相談所等の意見書 公的機関の証明	

### ※育児休業中の申込みについて

育児休業中は新規の保育の必要性の認定はできませんが、認定希望月中に復職することが確認できれば、申込みはできます。

### ※認可外保育施設の利用を希望される方

『こども園等利用申込等の不実施に係る理由書』も提出してください。